



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 7 号 の 8

平成25年(2013年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| 目 次 | ページ | |
|------------------------------|-----|--|
| 病院事業訓令甲 | | 金沢市立病院収納取扱金融機関について |
| 金沢市立病院文書取扱規程 (市立病院事務局) | 1 | (") 3 |
| 金沢市立病院当直規程 (") | 1 | 金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務の委託について (") 4 |
| 金沢市立病院安全衛生委員会規程 (") | 2 | 地方自治法の規定に基づく指定代理納付者の指定について (") 4 |
| 病院事業告示 | | |
| 金沢市立病院出納取扱金融機関について (市立病院事務局) | 3 | |

病 院 事 業 訓 令 甲

●金沢市病院事業訓令甲第1号

市 立 病 院

金沢市立病院文書取扱規程を次のように定める。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

金沢市立病院文書取扱規程

金沢市立病院における文書の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、金沢市文書取扱規程(平成3年訓令甲第4号)の例による。

●金沢市病院事業訓令甲第2号

市 立 病 院

金沢市立病院当直規程を次のように定める。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

金沢市立病院当直規程

(趣旨)

第1条 金沢市立病院(以下「病院」という。)の当直に関しては、この規程の定めるところによる。

(当直の種類)

第2条 当直は、日直及び宿直とする。

(当直員)

第3条 当直員は、次に掲げる職員をもってこれに充てる。ただし、必要があると認めるときは、臨時に増員することができる。

(1) 医師 2人

(2) 看護師又は助産師 2人又は3人

(3) 薬剤師及び臨床検査技師 1人。ただし、当直日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日まで及びその他病院事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認める日に限る。

(4) 診療放射線技師 1人

(5) その他の職名を有する職員 1人又は2人

(当直の割振り)

第4条 医師の当直員の氏名及び日割りは、院長が定める。

2 医師以外の当直員の氏名及び日割りは、事務局長が定める。

(服務)

第5条 当直員の服務は、おおむね次の各号に掲げる当直員の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 医師 患者の診療に関する事項
- (2) 看護師及び助産師 患者の看護及び診療の補助に関する事項
- (3) 薬剤師 調剤に関する事項
- (4) 臨床検査技師 臨床検査に関する事項
- (5) 診療放射線技師 診療画像の撮影に関する事項
- (6) その他の職名を有する職員 事務処理並びに施設の保全及び取締りに関する事項

(非常の場合の処置)

第6条 当直員は、火災、事故その他非常事態が発生したときは、直ちに適切な処置をとるとともに、管理者及び関係上司に報告しなければならない。

(退庁手続)

第7条 当直員(宿直の業務に従事する者に限る。)は、その翌日において所属長の承認を得て退庁することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、病院の当直に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

●金沢市病院事業訓令甲第3号

市 立 病 院

金沢市立病院安全衛生委員会規程を次のように定める。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

金沢市立病院安全衛生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市立病院(以下「病院」という。)における職員の安全衛生管理の円滑な推進を図るため、安全衛生委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 病院に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に基づき、金沢市立病院安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項を調査審議し、病院事業管理者(以下「管理者」という。)に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる者20人以内の委員をもって構成する。ただし、第1号の者である委員(以下「第1号の委員」という。)は、1人とする。

- (1) 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから管理者が任命した者
- (3) 産業医のうちから管理者が任命した者
- (4) 安全に関し経験を有する職員のうちから管理者が任命した者
- (5) 衛生に関し経験を有する職員のうちから管理者が任命した者

2 管理者は、第1号の委員以外の委員の半数については、金沢市立病院労働組合の推薦に基づき任命しなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長には第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の者から請求があるときは、委員長が招集する。

(定足数)

第8条 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第10条 委員会の審議決定事項は、その都度管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、金沢市立病院の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱う金沢市立病院出納取扱金融機関を次のとおり定め、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

| 金 融 機 関 名 | 所 在 地 | 取りまとめ店 |
|-----------|-----------|--------|
| 株式会社北國銀行 | 金沢市下堤町1番地 | 野田支店 |

●金沢市病院事業告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき、金沢市立病院の業務に係る公金の収納事務の一部を取り扱わせる金沢市立病院収納取扱金融機関を次のとおり定め、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示します。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

| 金 融 機 関 名 | 所 在 地 | 取りまとめ店 |
|---------------|--------------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区内幸町1丁目1番5号 | 金沢支店 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 | 金沢支店 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号 | 金沢支店 |
| 株式会社北陸銀行 | 富山県富山市堤町通り1丁目2番26号 | 金沢支店 |
| 株式会社福井銀行 | 福井県福井市順化1丁目1番1号 | 金沢支店 |

| | | |
|----------------|---------------------|--------|
| 金沢信用金庫 | 金沢市南町1番1号 | 本店 |
| 北陸信用金庫 | 金沢市玉川町11番18号 | 本店 |
| 鶴来信用金庫 | 白山市鶴来本町1丁目ワ107番地の2 | 金沢支店 |
| 興能信用金庫 | 鳳珠都能登町字宇出津△字45番の1地 | 金沢支店 |
| 株式会社富山第一銀行 | 富山県富山市総曲輪2丁目2番8号 | 金沢支店 |
| 株式会社福邦銀行 | 福井県福井市順化1丁目6番9号 | 金沢支店 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 東京都中央区八重洲2丁目10番17号 | 金沢支店 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 | 金沢中央支店 |
| 北陸労働金庫 | 金沢市芳斉2丁目15番18号 | 本店 |
| 金沢中央信用組合 | 金沢市上近江町15番地 | 本店 |
| 株式会社新生銀行 | 東京都千代田区内幸町2丁目1番8号 | 金沢支店 |
| のと共栄信用金庫 | 七尾市松物町35番地 | 鳴和支店 |
| 石動信用金庫 | 富山県小矢部市石動町13番13号 | 金沢支店 |
| 金沢市農業協同組合 | 金沢市松寺町未59番地1 | 本店 |
| 金沢中央農業協同組合 | 金沢市入江1丁目1番地 | 本店 |
| イオ信用組合 | 岐阜県岐阜市加納桜田町3丁目11番地2 | 金沢支店 |
| 中央商銀信用組合 | 神奈川県横浜市中区蓬萊町2丁目3番地 | 金沢支店 |
| 石川県信用農業協同組合連合会 | 金沢市古府1丁目220番地 | 本所 |
| 石川県信用漁業協同組合連合会 | 金沢市北安江3丁目1番38号 | 本店 |

備考 取扱いさせる店舗の範囲は、上記金融機関の日本国内で業務を営む全ての店舗（代理店を除く。）とする。

●金沢市病院事業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第23条第3項の規定により告示します。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

| 名称及び代表者の氏名 | 事務所の所在地 |
|----------------------------------|--------------|
| 公益社団法人金沢市シルバー人材センター 理事長 須野原 雄 | 金沢市長町3丁目3番3号 |

2 委託した事務

金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務

3 委託した期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

●金沢市病院事業告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第167号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定したので、告示します。

平成25年4月1日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

1 指定代理納付者の名称及び本店の所在地

株式会社北国クレジット

金沢市片町2丁目2番15号

2 指定代理納付者の指定年月日

平成25年3月8日

- 3 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入
金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第13条第2項に規定する使用料
- 4 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

平成25年(2013年)4月1日 印刷
平成25年(2013年)4月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄